

## 第6章 施策の推進

### 1 各主体の役割

多文化共生施策は生活全般におよぶ幅広い分野にわたるため、様々な担い手が、それぞれの役割を果たしつつ、連携・協働を積極的に図りながら取り組んでいく必要があります。

#### (1) 県民

すべての県民は、国籍や民族などのちがいかかわらず、共に地域で暮らす住民として、お互いの文化や生活習慣などのちがいを理解、尊重するとともに、積極的に交流を深め、同じ地域社会の担い手として、多文化共生の地域づくりを推進することが期待されています。

また、言葉や文化の壁を乗り越えるため、県内に在住する外国人は日本語や日本社会のルールを学び、県民同士、デジタル技術や「やさしい日本語」を活用するなどして対話し、交流を深めることが望まれます。

#### (2) 自治会など

自治会やまちづくり協議会などは、住民にとって最も身近な地縁組織で、地域づくりの基礎です。これらの組織を持たない国もあることから、すべての県民にその役割とルールを十分理解してもらい、加入を促進することが望まれます。そして、すべての会員が活動しやすい環境づくりを整備していく中で、共に交流活動や環境美化、防災・防犯活動などを実施することが期待されています。

#### (3) 市民活動団体

多文化共生の取り組みは、NPOやボランティア団体、学校や福祉施設、医療機関など、様々な団体の活動に支えられています。各団体は、自分たちの強みや情報、ネットワークを生かし、地域のニーズに応じた活動を行うことが期待されています。

#### (4) 県市町国際交流協会

国際交流協会は、行政と連携し、多言語情報の収集・提供、多言語に対応した相談事業、市民活動団体への支援、多文化共生の啓発、相互交流事業など地域のニーズを踏まえた取組を推進し、県民と行政の橋渡し役となり、様々な主体とのネットワークを構築するなど、多文化共生社会の実現に向けた中心的な役割を期待されています。

さらに、(公財) 滋賀県国際協会は、専門性とコーディネート機能を生かし、県民や市民活動団体、市町が多文化共生社会づくりに取り組みやすい環境づくりをサポートすることが期待されています。

#### (5) 大学など

大学など高等教育機関には、教員や留学生による住民への多文化共生や国際教育の推進、学生のボランティア活動など、地域の多文化共生推進の取組への参画が期待されています。

また、留学生や外国につながりをもつ学生などの就職支援についての関係団体との連携や多文化共生を推進する人材育成や教員養成課程のカリキュラム充実、研究機能を生かした地域貢献も期待されています。

#### (6) 民間企業・社会福祉法人など

民間企業・社会福祉法人などは、国籍等にかかわらず、すべての労働者の人権を尊重し、労働関係法令を守ることが求められています。

また、市町や地域の支援団体と連携し、日本語習得の支援や生活オリエンテーションの実施、相談対応や交流の促進を行うことなど、県内で働くすべての県民が地域社会で暮らしやすくなるよう、責任をもって支えることが求められています。

#### (7) 市町

市町は、最も住民に身近な自治体であり、情報を多言語で提供するなど、日常生活に関する分野の行政サービスを向上させることが求められ、多文化共生に関する啓発や交流促進の場づくりなどを進めることも期待されています。

また、県と役割を分担しながら、地域に合わせた多文化共生推進の指針をつくり、多文化共生の地域づくりを推進することも重要な役割です。

#### (8) 県

県は、市町と同様に、教育、住宅、防災、社会保障などの行政サービスを向上させ、情報を多言語で提供することが求められます。

また、市町では対応が難しい広域的な課題への対応や先導的な取組、様々な主体が連携して取り組むことができる仕組みづくりなどを推進します。

施策の推進については、庁内部局や国、市町、国際交流協会、市民団体、企業などとの連携を積極的に図ります。

国に対しては、外国人の受入方針や法制度について、積極的に見直しや改善を提言します。

#### (9) 国

国は、長期的かつ総合的な視点に立って外国人の受入方針や共生社会の実現に向けた施策を策定し、実施することが求められます。

定住する外国人の増加が見込まれるため、日本語の習得や日本社会に関する学習を促すための施策や、外国につながりをもつ児童生徒がスムーズに学校に通えるようになるための支援体制の拡充などが求められています。

## 2 推進体制

幅広い分野を横断する多文化共生施策を推進するためには、様々な主体の連携が必須であり、連携するための体制の構築およびその維持をしていきます。より効果的な施策推進を図るため、県庁内はもとより、県内での連携や他府県を含む広域的な連携を進めます。

### (1) 県内の連携体制および県庁内の推進体制

名称	構成者	機能
滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会	県、市町、国際協会、教育機関、福祉施設、企業経営者、経済団体、県内に在住する外国人など	各分野の専門家や関係者等の幅広い分野の方々からプランに関する意見・助言を求める。
滋賀県市町多文化共生ワーキング	県、市町	多文化共生に関する情報共有や課題検討を行い、広域的な取組を推進する。
滋賀県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業総合調整会議	県、市町、国際協会、日本語教育機関など	地域の実態・特性を踏まえた日本語教育推進施策の協議を行う。
滋賀県国際交流推進協議会	国際協会、市民活動団体、企業、大学、外国人学校など	国際交流関係団体が相互に連携、協力することで、地域の国際化の推進を図る。
滋賀県多文化共生推進本部	—	部局横断でプラン進捗や課題の共有、取組方針を協議する。

### (2) 広域的な連携

名称	構成者	機能
都道府県国際交流推進協議会	各都道府県	各都道府県の国際交流に関する要望をまとめ、国に提言する。
多文化共生推進協議会	愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、名古屋市	各自治体との連携強化やノウハウの共有、国などへの提言活動を行う。
多文化共生地域会議（近畿ブロック）	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市	各地域の多文化共生の現状や課題、取組について情報共有する。
全国知事会：外国人の受入と多文化共生社会実現PT	各都道府県（東京都、奈良県、鳥取県、島根県、佐賀県を除く）	育成就労制度および多文化共生社会の実現に向けた検討を行う。

### 3 プランの指標設定と進行管理

このプランにおいてめざす多文化共生社会の姿の実現に向け、以下に定める指標により、県の状況を毎年度把握し、県のウェブサイトで公表します。プランの進捗状況については、県民等から意見を聴取する機会を設け、報告・点検・評価を行い、指標の項目等について、期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

指標	令和5年度 (基準)	令和11年度
<b>1 多文化共生の意識高揚と活力ある地域づくり</b>		
県内に在住する外国人と地域社会において交流や関わりを持ちたいと思う県民の割合 (%)	64	80
県内に在住する外国人が地域社会に参画していると思う割合 (%)	15	50
<b>2 ところが通じるコミュニケーションの促進</b>		
滋賀県国際協会HPページユーザー数 (外国語) (件)	14,024 (令和元年度)	15,000
地域日本語教育の推進に係る計画の改定	未改定	改定済
<b>3 安心して暮らせる生活環境の整備</b>		
「外国人」を支援対象に含む居住支援法人の指定法人数 (法人)	7	10
外国人患者受入拠点的医療機関数 (機関)	13	14
災害時外国人サポーター登録人数 (人)	137	167
外国人被災者を支援する体制を整備している市町数 (市町)	-	19
<b>4 働く場での活躍</b>		
滋賀県外国人材受入サポートセンター支援件数 (件)	581	600
県内企業の外国人従業員や留学生等を対象にした日本語およびビジネスマナー講座の受講者修了率 (%)	-	100
<b>5 次世代を育成する教育および保育の充実</b>		
国際理解出前講座の受講者数 (人)	3,811 (令和4年度)	4,100
不就学外国人児童生徒数 (人)	0	0
日本語習熟状況が「ほとんど通じない」「片言が話せる」児童生徒のうち「特別の教育課程」による指導等を受けている児童生徒の割合 (%)	-	100

※滋賀県国際協会HPページユーザー数 (外国語) は、令和2年度から令和5年度まで新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に増加しているため、それ以前の令和元年度の数値を基準としています。

※国際理解出前講座の受講者数は、滋賀県基本構想で設定している指標であるため、滋賀県基本構想と同様の令和4年度の数値を基準としています。

## <用語解説>

### 1 定住者 (P. 1)

法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者。インドシナ難民、日系3世、中国残留邦人等。

### 2 外国人人口 (P. 1)

平成24年(2012年)7月に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止されました。これにより、外国人も住民基本台帳法の対象となったことから、同年12月末からは、住民基本台帳上の外国人数について集計された法務省が公表する在留外国人統計の数値を用いています。住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なりますので、平成23年(2011年)以前のデータと単純に比較することはできません。

### 3 技能実習 (P. 1)

平成5年(1993年)に技能移転を通じた開発途上国への国際協力を目的に創設された制度。平成22年(2010年)より在留資格「技能実習」が創設され、平成29年(2017年)より技能実習法が施行。最長5年間まで日本に滞在でき、条件を満たせば在留資格「特定技能」への変更も可能となります。

### 4 育成就労 (P. 1)

令和6年(2024年)6月の入管法および技能実習法改正により創設が決まった、日本の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする制度。在留資格「技能実習」を廃止し、在留資格「育成就労」を創設。原則滞在期間は3年間で、その間に特定技能1号水準の人材育成を図ります。令和9年(2027年)までに施行される予定です。

### 5 やさしい日本語 (P. 2)

1995年の阪神淡路大震災をきっかけに取組が始まった、相手に配慮した分かりやすい日本語のこと。情報を整理し、難しい言葉を置き換え、外国人や高齢者、障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするもの。

### 6 永住者 (P. 4)

法務大臣が永住を認める者。原則10年以上継続して日本に在留(うち5年は就労資格または居住資格で在留していること)し、①素行が良好であること②独立の生計を営むに足る資産または技能を有すること③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることなどの要件を満たす外国人。

### 7 日本人の配偶者等 (P. 4)

日本人の配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第817条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者。

### 8 永住者の配偶者等 (P. 4)

永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者等」という。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生し、引き続き本邦に在留している者。

### 9 特別永住者 (P. 4)

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法で定める平和条約国籍離脱者及び平和条約国籍離脱者の子孫。

### 10 母語 (P. 9)

幼少期から身近にいる人たちが話すのを聞いて習得する言語。

### 11 地域日本語教室 (P. 11)

生活者としての外国人が、日本で生活する上で必要な日本語を学ぶ場。地域住民が参加することで交流の場にもなり、地域情報の共有や相互理解にもつながります。

### 12 外国人材 (P. 12)

日本で就労しているおよび就労の意思がある外国人。

### 13 生活者としての外国人 (P. 14)

日本において日常的な生活を営むすべての外国人のこと。

- 
- 14 セーフティネット住宅 (P. 14)  
住宅セーフティネット法に基づいて、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、外国人等）の入居を受け入れる住宅として都道府県や政令指定都市・中核市に登録された住宅のこと。
- 15 コミュニティFM (P. 15)  
市区町村など一部の地域において、地域に密着した情報を提供するためのFM放送局。
- 16 EPA (P. 16)  
経済連携協定 (Economic Partnership Agreement) の略称。貿易の自由化に加え、人の移動や知的財産の保護など様々な分野を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定のこと。現在、介護福祉士候補者に関するEPAは、インドネシア、フィリピン、ベトナムと締結しています。
- 17 アイデンティティ (P. 16)  
自分が何者であるか、自分の人生の目的、自分の存在意義など、自分自身を支えている自己意識のこと。
- 18 異文化理解 (P. 26)  
自分とは異なる文化や習慣、価値観の人々や社会を認め、互いに尊重し、理解しようとすることであり、多文化共生意識を高めていくことについての土台となります。
- 19 ダイバーシティ (P. 28)  
性別、年齢、国籍、障がいの有無などのちがいを尊重し、一人ひとりが能力を発揮できる機会を提供し、企業や組織などの活性化につなげること。
- 20 DV (ドメスティック・バイオレンス) (P. 33)  
配偶者や恋人など親しい間柄にある（あった）パートナーからふるわれる暴力のこと。
- 21 就労制限のない外国人 (P. 37)  
在留資格のうち「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」および「特別永住者」については、就労についての制限がなく、どのような職業でも就くことができます。「身分系」の在留資格とも呼ばれます。
- 22 DLA (P. 39)  
文部科学省が開発した外国人児童生徒等の日本語能力測定方法「対話型アセスメント」(Dialogic Language Assessment) の略称。マンツーマンでの対話を重視することが特徴で、日本語能力を把握すると同時に、対話を通して児童生徒の実態を理解することで、どのような指導や対応が必要かを知るための評価ツール。
- 23 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員 (P. 40)  
日本語教育が必要な外国人児童生徒等が多数在籍している学校に対し、日本語教育および適応指導を行う専任教員を県の教員定数に上乗せして配置される教員のこと。